写

平成26年2月　26日

寝屋川市議会
議長　梶本　孝志　様

あかつき・ひばり園保護者会
会長　　三好　真希子

寝屋川市障害児者を守る親の会
会長　　朽見　圭子

あかつき・ひばり園に関するお願い

平素は、障害児者に深い理解とご支援を頂き、誠にありがとうございます。

さて、現在寝屋川市が運営している医療型児童発達支援センター（あかつき園）及び福祉型児童発達支援センター（ひばり園・第２ひばり園）は、平成26年４月１日から、指定管理者制度のもと、社会福祉法人すばる・北斗が運営することになりました。寝屋川市立あかつき・ひばり園は、40年間寝屋川市内の障害児の療育に携わり、障害児者施策の中心を担ってきました。このことは、平成25年６月議会・９月議会でも長い時間をかけてご議論いただきました内容と、平成25年７月に三会派から提出していただきました要望書にもありますように明らかです。

寝屋川市は、今まで「どのような障害があっても、どのような状態の子どもでも、一人の社会的存在として人間らしく生きていってほしい。また、寝屋川市の考えてきた療育とは、障害があっても一人の人間として生きていける様に、成長・発達を促すことと考え、あかつき・ひばり園と家庭とで、幼少期をいきいきと生き、その後の人生に向け、力をつけてほしい。」という理念のもと、療育を行ってきました。

今回の「あかつき・ひばり園の運営形態見直し」で、寝屋川市がめざす“運営の効率化を図る”ということが、より社会的に弱者である乳幼児やその家族への支援が見過ごされる施策につながるものとならないよう、また、今後寝屋川市に生まれてくるであろう子どもや家族にとって、希望を与えるものとなるように、寝屋川市は、あかつき・ひばり園が今まで果たしてきた機能・役割を損なうことなく、市内の支援を必要とするすべての児童及びその保護者への支援を行い、障害児者施策の拡充を図るために、市として、創意・工夫・努力のもとで実現していただきますよう、以下の項目について、お願いいたします。

受付
26.2.26
議会第447号
寝屋川市議会事務局

１．　寝屋川市の考える障害児療育の理念を基に、あかつき・ひばり園に通う子ども達をはじめ、寝屋川市内の発達支援の必要な児童に対する支援を、これまで通り行ってください。

① 重症心身障害児及び医療的ケアを必要とする児童への支援を、今まで通り継続するために、医療職員配置については、市が責任を持ってください。
・特に、訓練士・看護師の配置は必要ですが、民間法人ではなかなか見つけられないのが現状です。市の職員を派遣するなどの検討をお願いします。

② 障害者長期計画に基づき、今まで通り障害児童の支援を継続し、今後の障害児施策の拡充を図るための検討をお願いします。

２．　障害福祉に関する施策の実施責任を適切に果たし、市として常に助言及び指導並びに監督できる体制を整備するための担当ラインを確立させてください。

① 担当ラインについては、療育の専門集団で構成したものにしてください。
② 担当ラインの職員を、あかつき・ひばり園に常駐させてください。
③ 担当ラインは、市の責任として、継続した配置・機構としてください。引継ぎが終われば、引き揚げということにはしないでください。

３．　寝屋川市は、あかつき・ひばり園の療育水準が守られているかの評価結果を、年１回または要望に応じて、関係者に向けて説明する場を設けてください。